

### 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

#### 第1章 総則

##### 第1節 推進計画の目的

この計画は、本町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する、南海トラフ地震防災対策推進地域として、法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項並びに南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

##### 第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

###### 第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

本町は、法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されている。

【県内の指定地域】

【平成26年3月31日 内閣府告示第21号】

鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

###### 第2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定された地域は次のとおりである。

【平成26年3月31日 内閣府告示第22号】

西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の防災関係機関が、本町区域に係る津波等の防災に関し、処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

#### 処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 瀬戸内町防災会議に関する事務。
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に関する情報収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防御と拡大防止に関すること。
- (5) 被災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること。
- (6) 被災時の文教、保健衛生対策に関すること。
- (7) 災害対策要員の供給斡旋に関すること。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (9) 被災者に対する融資等、被災者振興対策に関すること。
- (10) 被災施設の復旧に関すること。
- (11) 被害対策に関する隣接村間の相互応援協力に関すること。
- (12) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

### 第2章 関係機関との連携協力の確保

#### 第1節 資機材、人員等の配備手配

【関係機関：鹿児島県・瀬戸内消防分署 等】

【関係課局：総務課・企画課・町民生活課・保健福祉課・水産観光課・農林課・建設課・財産管理課・水道課】

#### 第1 物資等の調達手配

- 1 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材（以下「物資等」という。）を確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておく。
- 2 町は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資等の供給について要請を行う。

#### 第2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

#### 第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関（以下「関係機関」という。）は、地震が発生した場合に、瀬戸内町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備を行うとともに、人員配置等の準備を行う。
- 2 各関係機関は、機関ごとの具体的な措置内容を別に定める。

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

---

### 第2節 他機関に対する応援要請

【関係機関：鹿児島県・瀬戸内消防分署 等】

【関係課局：総務課・企画課・町民生活課・保健福祉課・水産振興課・農林課・建設課・財産管理課・水道課】

第1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得るため、関係機関等と締結している応援協定は、第2編第1章第1節第3の「広域応援体制の整備」に定めるところによる。

第2 町は必要があるときは、第1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、第2編第2章第2.2節の「自衛隊の災害派遣」に定めるところによる。

第4 町は、災害が発生し、他市町村、県及びその他関係機関等に応援の要請を行う場合は、活動拠点の確保等それらの受け入れ体制の整備に努めるものとする。

### 第3章

#### 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

##### 第1節 津波からの防護

【関係機関：古仁屋海上保安署・鹿児島県・瀬戸内警察署・瀬戸内消防分署 等】

【関係課局：総務課・企画課・町民生活課・保健福祉課・商工観光課・水産振興課・農林課・建設課・財産管理課・水道課・教育委員会】

第1 町は，地震が発生し津波のおそれがある場合は直ちに，町の管理する河川，海岸，港湾及び漁港（以下「港湾等」という。）の水門及び陸閘の閉鎖を行うとともに，工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第2 町は，町が管理する港湾等について，次のとおり各種整備等を行うものとする。

##### 1 堤防，水門等の点検・計画的な整備

町は，津波による被害を防止・軽減するため，大きな津波が来襲するおそれのある地域において，住民等の生命を守ることを最優先として，住民等の避難を軸とした，堤防，防潮堤，水門等の施設の計画的な整備を推進するものとする。また，既存の施設については耐震点検を実施し，計画的な補強・整備に努めるものとする。

##### 2 水門等の自動化・遠隔操作化の推進

町は，地震発生時に多数の水門や陸閘の閉鎖を迅速かつ確実に行うため，水門等の自動化・遠隔操作化に努めるものとする。

##### 3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制の確立

町は，水門等の開閉体制，開閉手順及び平常時の管理方法等の確立並びに定期的な開閉点検及び開閉訓練等の実施に努めるものとする。なお，この場合において，水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また，町は内水排除施設等について，施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備及び点検等の措置を講じておくものとする。

##### 4 津波により孤立が懸念される地域におけるヘリポート又はヘリポート臨時発着場の確保

町は，津波等により孤立が懸念される地域について，ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

また，必要に応じ，その設置基準等について県から助言を受けるものとする。

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 5 防災行政無線等の維持

町は、津波警報等の災害情報を伝達する防災行政無線や防災情報ネットワーク等の維持・更新に努めるものとする。

## 第2節 津波に関する情報の伝達等

【関係機関：名瀬側候所・古仁屋海上保安署・鹿児島県・瀬戸内警察署・瀬戸内消防分署・九州電力・エフエムせとうち 等】

【関係課局：総務課】

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第3編第4章第1節の「初動期の応急対策」に定めるところによる。

## 第3節 避難対策等

【関係機関：古仁屋海上保安署・鹿児島県・瀬戸内警察署・瀬戸内消防分署・医療施設管理者・福祉施設管理者 等】

【関係課局：総務課・保健福祉課・建設課・教育委員会】

第1 地震発生時に危険があると認められる地域については、関係法令に基づきそれぞれの避難指示権者は、その地域の居住者や滞在者等に対し、時期を失しないよう避難を勧告又は指示するなどの措置をとるものとする。

なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導等について、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、適切に対応するものとする。

また、町が行う避難対策について災害救助法の対象となる場合は、県と連絡調整を図るものとする。

1 町は、第7節の第2の2に定めるところにより、町以外が管理する施設を避難所として開設する際は、その施設管理者と協力して行うものとする。

2 町は、介護を必要とする者が避難する施設において、その救護のために当該施設の管理者と連携し必要な措置を行うものとする。

第2 町は、地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を各関係機関と連携しながら取り組むものとする。

### 第4節 消防機関等の活動

【関係機関：鹿児島県・瀬戸内消防分署 等】

【関係課局：総務課・水産振興課・建設課】

第1 町は、消防機関が地域住民等の津波からの円滑な避難等を確保する措置を講ずるため、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第2 町は、地震が発生した場合に実施する、消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、県に対して次のような措置をとることを要請するものとする。

- 1 報道機関の協力を得た地域住民等に対する津波からの迅速かつ円滑な避難等についての広報
- 2 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消防及び水防活動に必要な消火薬剤や水防資機材等について、県が保有する物資等の提供及び流通在庫の把握

第3 関係機関等は、水防資機材の点検、整備及び配備を行うとともに、地震が発生した場合は、次のような措置を講じるものとする。

- 1 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の関係機関への連絡通知
- 2 水門、陸閘及び防潮扉を操作するための準備並びに人員の配置

### 第5節 水道，電気，ガス，通信，放送関係

【関係機関：九州電力・NTT西日本・鹿児島県LPガス協会奄美支部・大島電気工事業協同組合・瀬戸内町水道組合業者・九州電力・エフエムせとうち・瀬戸内ケーブルテレビ 等】

【関係課局：総務課・企画課・建設課・水道課】

#### 第1 水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

---

### 第2 電気

- 1 電力事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明等に必要な電力を供給する体制確保等について、必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害を防止するため、利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 指定公共機関九州電力株式会社鹿児島支社が行う措置は、第2編第3章第1節の「電力施設の応急対策」に定めるところによる。

### 第3 ガス

- 1 ガス事業者は、火災等の二次災害を防止し、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
- 2 ガス事業者が行う措置は、第2編第3章第2節の「ガス施設の応急対策」に定めるところによる。

### 第4 通信

- 1 電気通信事業者は、津波警報等の情報を関係機関や地域住民等に対して、確実に伝達する通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の措置を講ずるものとする。
- 2 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置は、第2編第3章第4節の「電気通信施設の応急対策」に定めるところによる。

### 第5 放送

- 1 放送事業者は、地域住民等が避難等に必要な情報をすぐに得ることができるよう、地震発生時の津波に対する注意喚起や津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- 2 放送事業者は、地域住民等の避難や関係機関の避難支援活動等が円滑に行われるために県や市町村をはじめ関係機関と協力して、地震や津波、それらの被害に関する情報、交通やライフラインに関する情報など必要な情報の提供に努めるものとする。
- 3 指定公共機関日本放送協会鹿児島放送局が行う措置は、日本放送協会鹿児島放送局が定める防災業務計画による。



## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

- 4 指定地方公共機関である株式会社南日本放送，鹿児島テレビ株式会社，株式会社鹿児島放送，株式会社読賣テレビ，株式会社エフエム鹿児島及びエフエムせとうちが行う措置は，各放送局が定める防災に関する計画による。

### 第6節 交通対策

【関係機関：鹿児島県・古仁屋海上保安署・瀬戸内警察署 等】

【関係課局：商工観光課・水産振興課・建設課】

#### 第1 道路

町は，警察及び県と連携し，津波襲来のおそれがあるところや避難路における交通規制の内容を，広域的な整合性に配慮しつつ，あらかじめ計画し，地域住民や関係機関等に周知するものとする。

#### 第2 海上及び航空

- 1 町は，津波が襲来した時の海上交通の安全を確保するため，第十管区海上保安本部（古仁屋海上保安署）が行う，船舶交通の制限等の措置と連携を図るものとする。
- 2 町は，町が管理する港湾において，船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある施設を管理する民間事業者に対し，あらかじめ維持管理の状況について報告を求め，必要に応じて立入検査等を行う。

#### 第3 乗客等の避難誘導

船舶等の旅客運送事業者や港湾等のターミナルの施設管理者は，乗客やターミナルに滞在する者等の避難に必要な緊急連絡体制の整備等に努めるものとする。

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第7節 町自らが管理等を行う施設等に関する対策

【関係機関：鹿児島県 等】

【関係課局：総務課・町民生活課・保健福祉課・商工観光課・水産振興課・建設課・水道課・教育委員会】

#### 第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎，社会教育施設，社会体育施設，社会福祉施設，保健施設，図書館，病院，学校等の管理上の措置は概ね次のとおりとする。

##### 1 各施設に共通する事項

- (1) 入場者等への津波警報等の伝達
- (2) 入場者等の避難誘導等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備・備品等の転倒・落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水，食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検・整備
- (7) 非常用発電装置の整備
- (8) 防災行政無線やテレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

##### 2 個別事項

- (1) 病院等にあつては，重症患者，新生児等，自力で避難することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (2) 学校等にあつては，
  - ア 町の定める津波避難対象地域にある学校については，避難の安全に対する措置
  - イ 避難に援護を要する児童・生徒の援護の措置
- (3) 社会福祉施設は障害者や高齢者，乳児等，自力で避難することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置  
なお，具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

#### 第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部又はその支部（以下「災害対策本部等」という。）が設置される庁舎等の管理者は，第1の1に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。

また，災害対策本部等を町以外が管理する施設に設置する場合は，その施設の管理者に対し，同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置，可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 町は、避難所又は応急救護所（以下「避難所等」という。）の開設に当たって必要な資機材の搬入又は配備が困難な場合は、県へ協力を要請するものとする。
- 3 町は、避難所等に県有施設を活用する場合は県へ協力を要請するものとする。

### 第3 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物については、災害発生時点で原則として工事を中断するものとする。

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

---

### 第8節 迅速な救助

【関係機関：自衛隊・瀬戸内警察署・瀬戸内消防分署】

【関係課局：総務課】

#### 第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努め、その取組に対して必要に応じて、県から助言等を得るものとする。

#### 第2 救急救助体制の整備

町は、災害時に同時多発する救急事案に対応するため、医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命・救助装備を拡充する等、円滑に救急・救助を行う体制の充実に努めるものとする。

#### 第3 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊、警察及び消防機関等の迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動について、県をはじめ関係機関の連携を図るものとする。

#### 第4 消防団の充実

町は、消防団について、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実に努めるものとする。

### 第4章

#### 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【関係機関：各関係機関 等】

【関係課局：総務課・企画課・町民生活課・保健福祉課・商工観光課・水産振興課・農林課・建設課・教育委員会】

町は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を計画的に推進するものとする。

なお、整備に期間を要する施設等については、一部の完成であっても相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

#### 第1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物の耐震化・不燃化については、第2編第1章第14節の「建築物災害の防止対策」に定めるところによる。

また、町は大規模地震発生後の緊急輸送を確保するため、町が管理する橋梁の耐震診断を推進し、その結果を踏まえて必要な補修・補強に努めるものとする。

#### 第2 避難経路の整備

町は、地震・津波災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、特に市街地内の道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう、体系的に整備を推進するものとする。

#### 第3 土砂災害防止施設

町は、地震の発生に起因する土砂災害を防止するために、県と連携を図り、次のとおり施設の整備を進めるものとする。

##### 1 砂防施設

地震の発生及び地震後の大雨による土石流の発生を防止するため、5戸以上の家屋又は公共施設が被災するおそれが高い危険溪流における砂防施設の整備を促進するものとする。

##### 2 地すべり防止施設

町は、地震を誘因として発生する地すべりを防止するため、地すべり危険地区における防止施設の整備を促進するものとする。

##### 3 急傾斜地崩壊防止施設

町は、地震を誘因として発生するがけ崩れを防止するため、5戸以上の家屋又は公共施設が被災するおそれが高い急傾斜箇所等における崩壊防止施設の整備を推進する。

## 第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

### 第4 保安施設（治山施設）

町は、地震による山地災害の発生を防止・軽減するため、地震の発生により10戸以上の家屋が被災するおそれのある山地災害危険地区について、治山対策を実施するものとする。

### 第5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

#### 1 消防用施設等の整備

町は、避難誘導及び救助活動のための拠点施設の整備を促進するものとする。

#### 2 緊急消防援助隊による救助活動進出拠点の確保

町は、災害発生地域における緊急消防援助隊の進出拠点をあらかじめ複数設定し、災害発生時の支援体制の確保を図るものとする。

### 第6 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

#### 1 道路（緊急輸送道路）の整備

町は、災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や救援物資等の輸送を円滑かつ確実に実施するため、道路によるネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、橋梁の耐震化及びトンネルの補強による防災対策を推進するものとする。

特に、災害時の被災地内外の陸送を確保するため、平成25年度に作成した緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき緊急輸送道路の整備を推進するものとする。

#### 2 港湾の整備

町は、震災時に緊急物資等及び避難者・負傷者の海上輸送に利用される港湾施設の耐震点検や的確な維持管理、耐震・津波対策の計画的な実施に努め、海上輸送・集積の拠点としての機能を確保するものとする。

#### 3 漁港の整備

町は、震災時に緊急物資等及び避難者・負傷者の海上輸送に利用される漁港施設について耐震点検や的確な維持管理、耐震対策事業の計画的な実施及び海上輸送・集積の拠点としての機能を確保するものとする。

### 第7 通信施設の整備

通信施設の整備については、第2編第2章第4節の「災害通信計画」に定めるところによる。

### 第5章 防災訓練計画

【関係機関：鹿児島県・自主防災組織 等】

#### 第1 防災訓練の実施

町は、地域住民等への町地震防災対策推進計画の周知及び関係機関及び地域の自主防災組織との連携強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。なお、その訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、地震発生から津波来襲までに円滑な避難を行うための災害応急対策を中心に実施し、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も実施するものとする。

#### 第2 総合防災訓練への参加

町は、関係機関及び地域住民等とともに、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加するものとする。

また、県をはじめ関係機関と連携して、次の訓練等を地域の実情に応じて、より高度かつ実践的に行うものとする。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 3 警備及び交通規制訓練

#### 第3 県の助言等

町は、次の点に留意して自主防災組織等の参加を得て行う防災訓練に対し、県から必要な技術的助言等の支援を受けるものとする。

- 1 津波からの避難訓練を繰り返し実施することにより、地域住民等が適切な避難行動をとれるようになるよう工夫すること。
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

### 第6章

#### 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【関係機関：鹿児島県・自主防災組織・関係機関 等】

町は、県、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、その他関係機関と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

##### 第1 町職員に対する教育

町は、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、その業務に従事する職員を中心に、必要な防災教育を行うものとし、その内容について少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等がとるべき行動に関すること
- 4 南海トラフ地震等が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関すること
- 6 南海トラフ地震等防災対策として今後取り組む必要のある課題

##### 第2 地域住民等に対する教育

町は、地域住民等に対する防災教育について、県と協力して実施するとともに、県から必要な助言を得るものとする。

なお、その教育は、地域の実態に応じて各種集会等を活用したり、地域単位や職場単位等で実施し、印刷物やビデオ等の映像を使い、次の事項について行うものとする。

- 1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動並びに初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関すること
- 4 正確な情報の入手方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 避難対象地域及び急傾斜地崩壊危険箇所等に関すること
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関すること
- 8 避難生活に関すること
- 9 地域住民等が最低3日間（可能な限り1週間）分の食料等生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策
- 10 地域住民が災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 11 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容



### 第3 相談窓口の設置

町は、県と連携して、地域住民の地震対策に関する相談を受ける窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。